平成２４年（フ）第４０１０号
大阪府吹田市川園町61番13―208号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７２号
大阪市中央区島之内２丁目９番24号　303号
債務者　三宅　栄一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１３号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―908号
債務者　石丸　栄七
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１３３号
大阪府守口市金田町１丁目39番５号
債務者　徳田　太助
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８２号
大阪市旭区大宮３丁目９番29号　マンション笹倉303号
債務者　長尾　和美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０４号
大阪府吹田市山手町４丁目３番10号
債務者　信里　浩司
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１９号
大阪府東大阪市吉田３丁目４番６号北口ハイツⅠ101号
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２８号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番17号
債務者　川嶋美智子（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８４号
大阪市東淀川区菅原２丁目５番25―106号
債務者　南　　昌憲
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１４号
大阪府八尾市志紀町１丁目117番地の５
債務者　中川　美和（旧姓勝見）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９８号
大阪市平野区喜連西４丁目６番59―201号
債務者　鶴﨑　園子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０６号
大阪市城東区今福南４丁目15番10号　リーフコート403
債務者　上田　学保
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１０号
大阪市淀川区東三国６丁目21番２号　真住マンション203号
債務者　粥川　清美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１１号
大阪府門真市大字三ツ島1018番地の50
債務者　福田　知道
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１２号
大阪市西成区岸里東１丁目６番17号　クラウンマンション202号
債務者　近江　朋子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０号
奈良県大和郡山市稗田町287番地
債務者　辻　　明子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
香川県高松市寺井町60番地３
債務者　山城　道徳
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６２号
香川県高松市寺井町60番地３
債務者　山城　順子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係